

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二十二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現 行
<p>第二号様式 （略） 第5【対象者の状況】（28） 1～4 （略） <u>5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】（34）</u> <u>6【その他】（35）</u> （略） （記載上の注意） （1）～（33） （略） <u>（34） 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等 法第167条第5項第8号の規定の適用を受けようとする場合には、同号イからハまでに掲げる事項 を記載すること。</u> <u>（35） （略）</u></p>	<p>第二号様式 （略） 第5【対象者の状況】（28） 1～4 （略） （新設） <u>5【その他】（34）</u> （略） （記載上の注意） （1）～（33） （略） （新設）  <u>（34） （略）</u></p>